

序　　言

金山直樹

本特集は、2011年9月21日および22日に、北海道大学において開催された「第2回・日仏物権法セミナー」の概要の記録である。当日の質疑応答も収録している。

このセミナーは、「フランス物権法研究会」（通称「仏物研」、代表・金山直樹）によって企画された。もともと、同研究会は、アンリ・カピタン協会から2008年11月に公表された「フランス民法典物権法改正準備草案」（*L'avant-projet de la loi portant réforme du Livre II du Code civil relatif aux biens*）を翻訳・研究することを目的として組織されたものであった（その成果として、「フランス物権法改正の動向」民商141巻1号（2009年）134～175頁参照）。その作業を終えた段階で、我々の中に、上記準備草案を起点にしてフランス物権法の理解を深める機会を設けることができれば、という願望が生じた。

そのような願望が芽ばえた頃にたまたま開催されたのが、フランス大使館が主催し、慶應義塾大学法学部・法科大学院が共催した「法学・政治学フランス留学フェア」であった（2009年11月27日）。フェアの終了後、当日参集していた関係者（ミシェル・グリマルディ、ムスタファ・メッキ、パスカル・ブロック）に対して、日本側から——フランス人が慶應に来た折りに連れていくことの多い焼鳥屋において——提案したのが、今回の「日仏物権法セミナー」であった。そこでは、基本的事項として、(1)セレモニー的なことを省いて、実質を重んじること、(2)議論をかみ合わせるため、パートナー制を導入し、論点についての事前に担当者間で共通理解を得た上で、本番のセミナーに臨むこと、(3)議論のための時間を十分に確保するため、二日間を充てること等が合意された。

この基本合意を受けて、「日仏フランス物権法セミナー」の構想は一氣に具体化した。そのため、日本側のメンバーも若干補充した。その成果が、「第1回・日仏物権法セミナー（2010年9月27・28日、於・パリ第二大学）」であった。その概要については、すでに各メンバーによる紹介記事が公表されている（法時83巻8号（2011年）76頁以下）。

本特集は、「第2回・日仏物権法セミナー」の記録である（2011年9月21・22日、於・北海道大学）。同セミナーは、もともと慶應義塾大学法科大学院の主催の下、同大学において開催される運びとなっていたが、「3・11」の余波を受けて、確かな見通しが立たない中、万一のことを考えて安全策として北海道の地が選ばれたわけである。セミナーの開催を受け入れて頂いた吉田克己教授、また主催団体に加わっていただき、セミナーの事務方にもご協力いただいた北海道大学法学研究科GCOEプログラムには心からお礼申し上げたい。

我々の共同研究の成果は、近々、*Le patrimoine au 21^e siècle : Regards croisés franco-japonais* (Société de Législation Comparée, Collection droits étrangers, volume 12, 2012) としても刊行される予定である。2回にわたるセミナーの全貌は、同書によって明らかにされるであろう。諸般の事情により今回の特集に収めることのできなかった金山報告およびバンクタン報告については、もっぱら同書に譲るほかない。

このように、合計2回にわたるセミナーの開催、そして、仏語本の刊行にまで到達することができたのは、*Secrétaire général*として労を惜しまなかつた片山直也教授のおかげである。同教授には、焼鳥屋におけるテーマの用意・提示から、成果の刊行に向けての先方との細かなやり取りに至るまで、一切のめんどうな事柄を引き受けて頂いた。ここに一同を代表して、心からお礼申し上げたい。

いま我々は、さらにメンバーを補充して、「物権法改正研究会」を組織し活動を開始した（通称「改物研」、代表・吉田克己）。未だ研究は模索状態が続いているが、近い将来、何らかの成果を公表することができればと願っている。なお、今回のセミナー終了後の懇親会において、日仏民法学交流の将来を担う若手研究者による「ジュニア・セミナー」の企画についても基本的合意がなされたが、このことについては別に披露する機会があるだろう。

最後になったが、本活動には、野村財團、全国銀行学術研究振興財團、社会科学国際交流江草基金、そして科研費（日本学術振興会）から資金的援助が与えられた。記して、感謝したい。

2012.06.01 比較法学会のために訪れた京都にて

フランス物権法研究会代表

金 山 直 樹

第2回・日仏物権法セミナー

2011年9月21・22日、札幌

「21世紀における物権法の改正に向けて——日仏共同研究」

主催 慶應義塾大学法科大学院、北海道大学法学研究科GCOEプログラム

「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」、アンリ・カピタン協会、

パリ第13大学取引法研究所

場所 北海道大学人文社会科学総合教育研究棟W409教室

初日（2011年9月21日水曜日）

1 物権と債権の区別 10:30-12:00

森田宏樹（東京大学教授）

ムスタファ・メキ（パリ第13大学教授）

2 財産に関する普通法と特別法 14:00-15:30

吉井啓子（國學院大學教授）

ユーグ・ペリネ-マルケ（パリ第2大学教授）

3 財産の管理 16:00-17:30

片山直也（慶應義塾大学教授）

ミシェル・グリマルディ（パリ第2大学教授）

（アンリ・カピタン協会の公用のためグリマルディ教授の来日が不可能になった

ため、フィリップ・デュピショ（パリ第12大学教授）が急遽報告を代行した）。

第2日（2011年9月22日木曜日）

4 物権法および担保物権法における個人の意思 10:30-12:00

平野裕之（慶應義塾大学教授）

フィリップ・デュピショ（パリ第12大学教授）

5 有体物と無体物の占有 14:00-15:30

金山直樹（慶應義塾大学教授）

ニコラ・バンクタン（ボワティエ大学教授）

6 総括 16:00-17:30

吉田克己（北海道大学教授）

ピエール・クロック（パリ第2大学教授）